

原子力規制委員会 殿

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 16 第 1 項の規定に基づく高速増殖原型炉もんじゅの発電用原子炉施設の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 16 第 3 項の規定に基づき下記のとおり報告致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 - (2) 住 所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
 - (3) 代表者の氏名 : 理事長 児玉 敏雄
2. 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名 称 : 高速増殖原型炉もんじゅ
 - (2) 所 在 地 : 福井県敦賀市白木 2 丁目 1 番地
3. 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号
高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画認可申請書に定める以下の性能維持施設
 - (1) 建物及び構築物
 - (2) 原子炉及び炉心
 - (3) 原子炉冷却系統施設
 - (4) 工学的安全施設
 - (5) 原子炉補助施設
 - (6) 計測制御系統施設

- (7) 電気設備
- (8) タービン及び付属設備
- (9) 放射性廃棄物廃棄施設
- (10)放射線管理施設
- (11)発電所補助施設
- (12)その他の施設

4. 検査の実績又は予定の概要

(1) 検査の実績

検査の実績は、定期事業者検査が終了したときに報告する。なお、当該検査の開始までに先行して実施した検査はない。

(2) 予定の概要

検査予定は、別添1「検査予定一覧表」のとおり。なお、定期事業者検査期間中に維持期間が終了し維持不要となった設備又は機能については、定期事業者検査の対象から除外する。

以 上

1. 定期事業者検査の計画

(1) 定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査は、次の期間で実施する。各検査予定日は、別添1「検査予定一覧表」のとおり。

自 令和2年7月14日

至 令和3年5月29日

(2) 当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

(3) 当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

別添2「高速増殖原型炉もんじゅ保全計画」の「添付資料-4 高速増殖原型炉もんじゅ定期事業者検査（廃止措置段階）計画」に定める実施頻度に基づき定期事業者検査を実施する。当該計画に基づき第1回定期事業者検査では、別添1「検査予定一覧表」に示す検査項目を実施する。

(4) 前回の定期事業者検査からの変更点

該当なし

2. 施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

別添2「高速増殖原型炉もんじゅ保全計画」の「添付資料-5 高速増殖原型炉もんじゅ保全活動管理指標の設定及び監視計画」のとおり。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

(1) 施設管理実施計画の始期及び期間

第1回定期事業者検査開始日は、令和2年7月14日とする。また、施設管理実施計画の期間は、第1回定期事業者検査開始日から第2回定期事業者検査開始日の前日までの間とする。

(2) 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

別添2「高速増殖原型炉もんじゅ保全計画」の「添付資料-2 高速増殖原型炉もんじゅ設計及び工事の計画」のとおり。

- (3) 発電用原子炉施設の点検及び検査（以下、「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別添2「高速増殖原型炉もんじゅ保全計画」の「添付資料-1 高速増殖原型炉もんじゅ点検計画」のとおり。

- (4) 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

該当なし

4. 第五十二条第二項に規定する判定方法に関すること（一定の期間を含む。）。

点検等の方法に記載される時間基準保全の方式としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。そのため、点検等の実施頻度を踏まえて定期事業者検査の「一定の期間」を「13月」として設定する。なお、各検査項目の検査周期、実施時期等は、別添2「高速増殖原型炉もんじゅ保全計画」の「添付資料-4 高速増殖原型炉もんじゅ定期事業者検査（廃止措置段階）計画」のとおり。

5. 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

該当なし

6. 前回の定期事業者検査において提出した前二号又は前三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

該当なし

7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）を変更した場合、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

該当なし